



## 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 秋田労働局一般公示第11号

令和2年8月5日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和2年8月20日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目1番3号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月5日

秋田労働局長 甲斐三照

### 記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
秋田県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年10月1日



2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県労働組合総連合会  
議長 加賀屋 俊博  
〒010-0001 秋田市中区  
電話 018-834-1808

## 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額792円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

### 理由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は137,650円(792円×173.8時間)、年額1,651,800円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言え

ないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

## （2）賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は1,013円、秋田は792円、依然221円の格差となります。最低賃金において時間額221円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

また、秋田県と同じDランクの地方では3円の引き上げが続出し、東北北海道でも青森・岩手・山形が3円の引き上げとなりました。この結果、秋田県は全国最低を抜け出せないばかりか、東北・北海道で唯一792円で最下位となってしまいます。他県では、「周辺の県との比較を行いつつ、最低位にとどめおくべきでない。今後も引き上げを議論していく」として3円のプラスを答申するなどの動きがありました。この考え方は秋田県にもつながるものであると考えます。

## （3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

#### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

昨年のお答申で述べられていた「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する」との文言が今年、なくなってしまいました。国に対する地方からの強い働きかけが繰り返されることを求められます。

#### (5) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を引上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

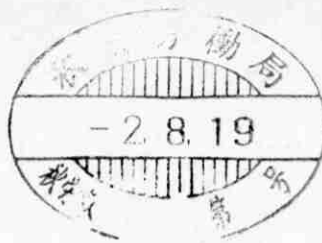
最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。GO-TOキャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。まして、全国最低位、東北・北海道で最下位ということになれば、悪影響は大きいと言わざるを得ません。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。また、Dランク地方でも、「最低位から抜け出す」ことを意識し、3円のプラスを行っています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した答申が出ています。こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上





2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県春闘共闘懇談会  
代表委員 石川 洋基  
〒010-0001 秋田市中  
電話 018-834-1808

## 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額792円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

### 理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は137,650円(792円×173.8時間)、年額1,651,800円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言え

ないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

## （2）賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は1,013円、秋田は792円、依然221円の格差となります。最低賃金において時間額221円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

また、秋田県と同じDランクの地方では3円の引き上げが続出し、東北北海道でも青森・岩手・山形が3円の引き上げとなりました。この結果、秋田県は全国最低を抜け出せないばかりか、東北・北海道で唯一792円で最下位となってしまいます。他県では、「周辺の県との比較を行いつつ、最低位にとどめおくべきでない。今後も引き上げを議論していく」として3円のプラスを答申するなどの動きがありました。この考え方は秋田県にもつながるものであると考えます。

## （3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。



賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

#### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

昨年の答申で述べられていた「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する」との文言が今年、なくなってしまいました。国に対する地方からの強い働きかけが繰り返し行われることが求められます。

#### (5) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を引上げるのが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。GO-TOキャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。まして、全国最低位、東北・北海道で最下位ということになれば、悪影響は大きいと言わざるを得ません。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。また、Dランク地方でも、「最低位から抜け出す」ことを意識し、3円のプラスを行っています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した答申が出ています。こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上



2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県地域一般労働組合  
執行委員長 小笠原 猛  
〒010-0001 秋田市中通  
電話 018-834-1808

## 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額792円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

### 理由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は137,650円(792円×173.8時間)、年額1,651,800円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言え

ないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

## （2）賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は1,013円、秋田は792円、依然221円の格差となります。最低賃金において時間額221円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

また、秋田県と同じDランクの地方では3円の引き上げが続出し、東北北海道でも青森・岩手・山形が3円の引き上げとなりました。この結果、秋田県は全国最低を抜け出せないばかりか、東北・北海道で唯一792円で最下位となってしまいます。他県では、「周辺の県との比較を行いつつ、最低位にとどめおくべきでない。今後も引き上げを議論していく」として3円のプラスを答申するなどの動きがありました。この考え方は秋田県にもつながるものであると考えます。

## （3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。



賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

#### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

昨年答申で述べられていた「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する」との文言が今年、なくなってしまいました。国に対する地方からの強い働きかけが繰り返し行われることが求められます。

#### (5) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。GO-TOキャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。まして、全国最低位、東北・北海道で最下位ということになれば、悪影響は大きいと言わざるを得ません。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。また、Dランク地方でも、「最低位から抜け出す」ことを意識し、3円のプラスを行っています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した答申が出ています。こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上





2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県労働組合総連合  
議長 加賀屋 俊悦  
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21  
電話 018-834-1808

全国福祉保育労働組合  
執行委員長 伊藤 博  
〒010-0041 秋田市広面字釣井

### 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

#### 記

1. 答申された時間額792円のまま、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

## 理 由

### (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は137,650円(792円×173.8時間)、年額1,651,800円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

### (2) 賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は1,013円、秋田は792円、依然221円の格差となります。最低賃金において時間額221円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

また、秋田県と同じDランクの地方では3円の引き上げが続出し、東北北海道でも青森・岩手・山形が3円の引き上げとなりました。この結果、秋田県は全国最低を抜け出せないばかりか、東北・北海道で唯一792円で最下位となってしまいます。他県では、「周辺の県との比較を行いつつ、最低位にとどめおくべきでない。今後も引き上げを議論していく」として3円のプラスを答申するなどの動きがありました。この考え方は秋田県にもつながるものであると考えます。

### (3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在18都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費(「交通費」)が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査

結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

#### (4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

昨年の答申で述べられていた「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する」との文言が今年、なくなってしまいました。国に対する地方からの強い働きかけが繰り返し行われることが求められます。

#### (5) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を引上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、感染予防のための業務量が増加し、休暇をとることは不可能です。プライベートの時間も感染予防のため、家族や友人とも会うことができず、食材や日用品の買い物に出ることも職場から厳しく制限され、自宅と職場の往復の日々を送っています。それでも、使命を果たすべく日々努力を重ねています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外

出を控える生活をしています。GO-TO キャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第 25 条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。まして、全国最低位、東北北海道で最下位ということになれば、悪影響は大きいと言わざるを得ません。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。また、D ランク地方でも、「最低位から抜け出す」ことを意識し、3 円のプラスを行っています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した答申が出ています。こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上



2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

日本自治体労働組合連合秋田県本部  
中央執行委員長 笹代  
〒013-0022 横手市四日町  
電話 0182 - 33 - 3895

## 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額792円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

### 理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は137,650円(792円×173.8時間)、年



額 1,651,800 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法 1 条）」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

## （2）賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2 円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は 1,013 円、秋田は 792 円、依然 221 円の格差となります。最低賃金において時間額 221 円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北 6 県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在 18 都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の 7 割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から 3 割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25 歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額 22～24 万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月 173.8 労働時間で換算すると時給 1300～1400 円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額 216,944 円、時間額換算 1,248 円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ 1,000 円、そして 1,500 円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

## （3）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところ



で働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことが大切であると考えます。

#### (4) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。GO-TOキャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

秋田と同じDランクの熊本ではプラス3円の793円が答申されました。東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した結果だと思えます。

こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以 上





2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県公務公共一般労働組合  
執行委員長 笹代 孝徳  
〒013-0022 横手市四日町  
電話 0182 - 33 - 6906

## 2020年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。しかし、この金額では政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

また昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられませんでした。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 答申された時間額792円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

### 理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は137,650円(792円×173.8時間)、年

額 1,651,800 円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法 1 条）」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

## （2）賃金格差を縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、東京・大阪で引き上げがなかった場合、2 円プラスとされたことでその分格差が縮小することになります。しかし、その場合でも東京は 1,013 円、秋田は 792 円、依然 221 円の格差となります。最低賃金において時間額 221 円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北 6 県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在 18 都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の 7 割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から 3 割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25 歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額 22～24 万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月 173.8 労働時間で換算すると時給 1300～1400 円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額 216,944 円、時間額換算 1,248 円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ 1,000 円、そして 1,500 円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

## （3）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところ

で働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことが大切であると考えます。

#### (4) おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック、東日本大震災・福島第一原発事故など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者・国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと思います。

コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当で生活を守る補償は欠かせませんが、持続可能な生活再建が担保されなければ、生活崩壊を防ぐことはできません。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。

最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。GO-TOキャンペーンを利用できるような余裕はありません。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。

『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

秋田と同じDランクの熊本ではプラス3円の793円が答申されました。東京・大阪などいくつかの地方では引上げなしの答申でしたが、A・B・Cいずれのランクでも引上げ答申となっています。賃金の引き上げ、格差の解消を意識した結果だと思えます。

こうしたことを参考にされ、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以 上







2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐三照 殿

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29  
Tel018-823-7748 Fax018-823-7749  
全日本建設交運一般労働組合秋田  
執行委員長 石

## 秋田県最低賃金の改正決定に対する異議の申出書

2020年8月5日に秋田地方最低賃金審議会が貴職に答申した「秋田県最低賃金の改正決定」について、次の通り異議の申出をおこないます。

### 記

#### 【異議の内容】

秋田県で事業を営む使用者に使用される労働者に係る最低賃金額を2円引き上げて1時間792円とすることについては、不服です。

秋田県と東京都など大都市部を有する地域との格差を縮め、全国一律の最低賃金制度を展望するために、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

#### 【異議の理由】

同じ仕事をしているのに、生活する都道府県の違いで法定の最低賃金額が違うことに多くの県民は納得していません。

秋田地方最低賃金審議会の改正決定（答申）では、東京都の1,013円とは依然として221円の開きがあります。これでは大都市部を有する都道府県と秋田県の格差は縮まりません。このまま最低賃金額の都道府県ごとの格差が縮まらなければ、秋田県から大都市部への人口流出がさらに深刻化し、秋田県経済が疲弊することは必至です。最低賃金の大幅な引き上げ、地域間格差の解消は急務です。

都道府県ごとに最低賃金額を義務づける現行制度は、前述のように格差を助長しています。日本以外の先進国のほとんどが全国一律の最低賃金制度を持つなかで、日本のように面積が狭いのに地域別設定が47もあるのはきわめて異常であります。

都道府県ごとの格差を縮め県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げることは、県民の強い願いです。





秋高組発 第23号  
2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県高等学校高職員組合 執行委員長 加賀屋  
〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館  
電話 018-824-

## 2020年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申をおこないました。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。さらに、中央最低賃金審議会が目安を示さなかった中、地域格差の解消を念頭に引上げの答申がなされたことについても敬意を表するものです。

一方、秋田県と同じDランクの地方では3円の引き上げが続出し、東北でも青森・岩手・山形が3円の引き上げとなりました。この結果、秋田県は全国最低を抜け出せないばかりか、東北で唯一792円の最下位となってしまいます。加えて、昨年まで述べられていた中小企業、小規模事業所に対する国の支援策の強化、公正取引の徹底を求めることについては、今回の答申では触れられません。

今年の4月に地元就職をした高校卒業生からは、コロナ禍の影響により「勤務日数と賃金が半分になった」「入社したホテルが休業になった」という報告があります。人口減少の克服や地域産業の振興をめぐり秋田県にとって、若者の県内就職を増やし、早期離職による県外流出を防ぐために最賃を引上げること、そのための企業支援策の強化を国に求めることが必要です。

こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

- 1 答申された時間額792円のまま、最低賃金を決定することについては、不服です。
- 2 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
- 3 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

以上





2020年8月19日

秋田労働局長  
甲斐 三照 殿

秋田県医療労働組合連合会  
執行委員長 石川洋基  
〒010-0001 秋田市中通6丁目  
電話 018-835-6353 F A X 018-835-6353

## 2020年度秋田県最低賃金の改正決定に対する異議申出

2020年8月5日、秋田地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、2円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は221円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上







2020年8月19日

秋田労働局長 甲斐 三照殿

中通病院労働組合

執行委員長 田

〒010-0001 秋田市中通6丁目

電話 018-833-7937 FAX018-8

## 2020年度秋田地方最低賃金に対する異議申し出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額790円を2円引き上げて792円とする答申を行いました。私たちは、この答申に対し最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。

しかしながら、今回の答申額では、コロナ禍の大変な状況乗り越えていくには、明らかに不十分であり、これでは消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出していくことはできないと思います。また、政労使合意の「2020年までに平均1,000円」とする目標には遠く及ばないばかりか、低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。

現在の全国の答申状況(2020年8月7日時点)を見れば、秋田の答申額792円は、全国最下位、東北でも2007年度以来13年振りの最下位という大変残念な結果となっています。現在のままで答申額が決定されれば、これまで審議会として奮闘されてきたことが台無しになってしまうものだと思います。2010年度からの最賃額の引上げ推移を見ても、審議会のご奮闘により2018年度までは全国最下位ということはありませんでした。2019年度は、全体が引き上げられた結果、全国Dランク各県、特に東北Dランク各県(青森、秋田、岩手、山形)審議会も奮闘した結果、目安を上回る引上げが実現され順位としては全国最下位にはなっていますが金額的には大きな前進になったと思います。しかし、現在の答申額は秋田が2円、青森、岩手、山形が3円となっており、この間東北Dランク各県が、全国最下位、地域間格差解消を目指して奮闘してきた中、秋田だけが取り残されていくことになり、わずか1円の差ですが秋田県民にとって屈辱的なものだと思います。

また答申された翌日の新聞報道によれば、『「据え置きになれば賃金水準が高い地域に若者が流出してしまう。流出を防ぐためにも引き上げは必要」として双方が歩み寄り、全会一致で2円引上げを決めた。』とありますが、現在の状況を見れば審議会の判断に到底納得できるものではありません。若

者の流出を止めるどころか、今回の答申額にガッカリし、展望を失い、ますます流出が加速してしまうものだと思います。

このままでは、若者に展望・未来のない状況がさらに続いてしまいます。秋田県の将来を考え、若者の流出、婚姻率の改善、出生率の改善、人口減少歯止めなど諸問題を解決していくためには、最低賃金を答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した内容で再度審議頂き、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

#### 記

1. 答申された時間額を2円引上げ、792円とすることについては不服です。
2. 今年度は、全国最下位、東北最下位にならないためにも再度審議を行い答申額の再引き上げをお願いします。
3. コロナ禍の中、最賃引き上げにあつたては、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援対策をさらに強化・充実させることを強く要望して下さい。

以上